

保医発 1130 第1号
平成27年11月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部を以下のとおり改正し、平成27年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

- 1 IIの130の(6)の②中、「大動脈弁又は僧帽弁を拡張するため」を「大動脈弁若しくは僧帽弁を拡張するため、又は経皮的動脈弁置換術における後拡張に使用するため」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(6) 弁拡張用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② 狭窄した肺動脈弁、大動脈弁若しくは僧帽弁を拡張するため、又は経皮的に大動脈弁置換術における後拡張に使用するためのバルーンカテーテルであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>131~187 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(6) 弁拡張用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② 狭窄した肺動脈弁、大動脈弁又は僧帽弁を拡張するためのバルーンカテーテルであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>131~187 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>